

令和3年12月14日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の  
一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の連名通知改正に関し、このたび日本医師会より別添通知がありました。

先般、「コミナティ筋注」、「COVID-19 ワクチンモデルナ筋注」の添付文書について、心筋炎、心膜炎が重大な副反応に位置づける等の改訂がなされるとともに、新型コロナワクチンの副反応疑い報告基準に同症状が28日を期間として、追加されました。

今般の通知は、これを踏まえ、連名通知において、心筋炎、心膜炎の報告が追記。同症状の報告に当たっては、新たに作成された心筋炎調査票または心膜炎調査票の記入が別途必要となる点を知らせるものです。

併せて、血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）（TTS）調査票について、電子報告システムによって独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告できることとなった旨、追記されています。なお、本改正は令和3年12月6日より施行されます。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【担当】  
大阪府医師会  
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)